令和４年度静岡県環境学習ポータルサイト構築業務委託に関する企画募集要項

１　募集の趣旨

県民一人一人が、自らの生活が環境に与える影響を意識し、環境に優しい生活を実践できるよう、環境教育、環境学習を推進し、環境保全の担い手を育成していく必要がある。

次代の環境を担う子どもたちが環境学習に親しみ、自発的な探求を引き出し、それを導く教職員にとっても広く活用しやすい仕組みを構築し、学校教育現場と環境教育指導者との連携を促進するため、環境学習情報の発信、普及啓発を行う「静岡県環境学習ポータルサイト」を構築すると共に、児童の学習内容の理解を深めるため、動画等のweb媒体の特性を活かした環境教育・学習に係る学習コンテンツ等を作成する。

２　委託業務内容

(1)「静岡県環境学習ポータルサイト」の構築・管理・保守

詳細は、別添「静岡県環境学習ポータルサイト構築業務委託仕様書」のとおり。

(2)　事業実施期間

契約日～令和５年３月31日

(3)　契約限度額

10,351千円以内（税込）

３　契約方法

本件は、公募型企画提案方式による企画提案に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行い、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の２第１項第２号該当）を締結する。

４　参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　静岡県における情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格の「システム開発業務」について競争入札参加資格がある者であること。

(3)　過去５年間に国又は地方公共団体が発注するシステム開発関連委託の受託実績がある者であること。

(4)　静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(5)　会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6)　次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

５　参加手続き等

(1)　募集要項等の配布

　ア　配布日時

　　　令和４年８月16日（火）～８月25日（木）

　イ　配布場所

　　　静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県庁西館６階

　　　　静岡県くらし・環境部環境局環境政策課

　ウ　その他

募集要項等は、静岡県ホームページからも入手できます。

　　　郵送での配布は行いません。

(2)　参加表明書の受付

本企画提案へ参加を希望する者は、参加表明書（様式１）を提出すること。

ア　提出期限

令和４年８月25日（木）午後５時まで

イ　提出場所

静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県庁西館６階

　静岡県くらし・環境部環境局環境政策課

ウ　提出部数

１部

エ　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(3)　参加表明後に、やむを得ず参加を辞退する場合は、令和４年９月５日（月）までに、参加辞退書（様式２）を提出すること。

６　企画提案

(1)　提出書類

ア　企画提案書（様式３）及び企画提案書に求められた添付書類一式

・様式は指定様式と任意様式があるため、企画提案書を確認すること

・企画提案内容は、別添「静岡県環境学習ポータルサイト構築業務委託仕様書」に記載した内容を網羅したものとすること。

・Ａ４サイズを原則とするが、やむを得ずＡ４サイズを超える場合は、折り込むこと。

(2)　提出期限

令和４年９月５日（月）午後５時まで

(3)　提出場所

静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県庁西館６階

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課

(4)　提出部数

８部（正本１部、副本７部）

(5)　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

なお、必要書類を提出した者は、下記の３点を了承したものとみなす。

・選定作業のため、必要最小限の範囲で複写する場合があること

・静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づく情報公開の対象となること

・提出された書類は採用・不採用に関わらず返却しないこと

(6)　質問の受付及び回答

・受付期限令和４年８月23日（火）午後５時まで

・受付方法質問書（Ａ４サイズ、様式自由）に質問内容、法人名・担当部署・担当者氏名・電話番号・メールアドレスを明記の上、環境政策課メールアドレス宛てに送信する。

・質問を受理してから３日（土日・祝日を除く）以内に、参加表明した全ての者にメールで回答する。

(7)　プレゼンテーションの実施

ア　書面審査（応募多数の場合）

　　　　６者以上から企画提案書が提出された場合、書面審査を行い、プレゼンテーション参加者を５者以内に選定する。

　　　　選定された者にはその旨及びプレゼンテーションの実施について、選定されなかった者にはその旨について、電子メールにより令和４年９月８日（木）までにメールにて通知する。

　イ　プレゼンテーション

（ｱ）日時　令和４年９月９日（金）

（ｲ）場所　Web会議システムによるリモート開催予定

（ｳ）１者あたりの所要時間　プレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度

（ｴ）その他

・プレゼンテーション資料は企画提案書を基に作成するものとする。

・時間・場所等は、各企画提案者に別途通知する。

７　選定方法

静岡県職員で構成する「静岡県環境学習ポータルサイト構築業務委託企画提案審査委員会」が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

８　プレゼンテーションにおける評価項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 評価基準 |
| 1 | 実施体制 | ①業務を実施するにあたり、十分な実施体制（人員・組織）があるか |
| ②webサイト製作の十分なノウハウ、実績があるか |
| ③学習コンテンツ作成において、環境分野の知識や指導方法に知見のある者（アドバイザー）の支援を受ける事ができるか |
| 2 | 提案内容  の優位性 | ④年齢・ターゲットに適した表現形式を十分考慮し、興味を引く構成・デザインとなっているか |
| ⑤本事業の目的に沿って、利用者が環境学習に親しみやすく、提供者にとっても活動を幅広く活用してもらいやすい仕組みとなるよう提案されているか。 |
| ⑥学習コンテンツは、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、児童・生徒自身とのつながりが明らかで、日常生活や地域社会に関わる課題を取り上げるものとなっているか |
| ⑦データ、参考資料の紹介を通して、児童・生徒の主体的な探求の推進や、教職員による情報収集を支援するものとなっているか |
| 3 | 経費 | ⑧当該業務内容に見合った経費見積りとなっているか |
| ⑨令和５年度以降の管理運営費が本webサイトを継続するのに見合ったものとなっているか |

９　審査結果

審査結果は、参加者全員に文書で通知する。

10　契約の方法

契約にあたっては、提出された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案の一部の変更及び金額の変更をする場合がある。

11　その他

(1)　今回の提案に関わる一切の費用は参加者の負担とする。

(2)　契約手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。

(3)　契約保証金は免除する。

(4)　契約の締結は、原則県指定の契約書を用いて行う。

(5)　業務の実施にあたっては、法令、契約書等を遵守し、担当部署と十分連絡調整を図ること。

12　担当部署・問合せ先

|  |  |
| --- | --- |
| 静岡県くらし・環境部環境局環境政策課　企画班　杉村・杉本 | |
| 所在地 | 〒420-8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号 |
| 電話 | 054-221-3597 |
| Email | kankyou\_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp |